

## ●大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第4項に基づく報告

報告内容	項目番号	団体名	報告日	概要	総務局長の意見	
					理由	
新たな「出資(増資)」 (※ただし、議決権比率は減少)	1	関西高速鉄道(株)	R7.9.8	<p>本件団体に、出資(増資)を行った。(同時に他者からも増資があったため、議決権比率は減少)</p> <p>ア 内容 出資(増資) イ 出資額等 2,516,500,000円 ※本市出資総額: 25,313,750,000円 ※出資比率(議決権比率) 変更前: 24.1% (29.3%) 変更後: 24.2% (28.8%) (同時に他者からも増資があったため、議決権比率は減少)</p> <p>ウ 出資日 令和7年8月29日</p> <p>・経過 本件は、なにわ筋線の整備促進に必要な事業資金を本件団体に出資したのものである。 なにわ筋線については、平成26年度より、本市、大阪府、西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社の4者(以下「関係4者」という。)で、事業化に向けた検討を実施し、平成29年9月の大阪市戦略会議において本件団体を整備主体として、同路線の事業化に向けて取り組んでいくことが決定(同年11月に関係4者で覚書を締結)され、平成30年4月2日に、関係4者の事業者としての分担(4者の出資、国・府・市の補助金、関西高速鉄道の借入割合等)を規定した株主間協定を締結している。 本件については、同株主間協定に基づき、本件団体から出資の前年度に当該年度に係る本市の負担額(予定)が示され、「募集株式の割当・引受け契約書」を締結のうえ、本件団体に対し出資を行ったものである。 なお、事業費に係る本市負担の一部を出資とした理由については、国の補助金(地下高速鉄道事業費補助)を充当するための要件として、地方公共団体からの出資が条件となっていることによるものである。</p>	なし	今回の関与の内容の変更に係る報告事項である「出資(増資)」は、平成29年9月に開催された大阪市戦略会議において、なにわ筋線の整備主体として、本件団体を活用することが決定されたことによるものであり、平成30年4月2日締結の株主間協定に基づき、本件団体より出資の前年度に当該年度の事業費及び本市負担の予定額が示され、今回の出資についても令和7年3月市会の議決を経て実施されていること、大阪府からも同時期に同額の出資が行われていることを踏まえると、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第3条第2項の規定の趣旨に則ったものと認められるため。